

生食輸発0314第1号  
平成29年3月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オランダ産キャベツのペンシクロン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年3月8日付け生食輸発0308第1号)により通知したところです。

今般、輸入時の検査実績を確認した結果、オランダ産キャベツのペンシクロンについては、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

1. オランダの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	ペンシクロン	千切り、乱切り等の細切したものと及び加工品については別表2の3に、それ以外のものについては別表2の9によること。	平成17年1月24日付け食安発0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるペンシクロンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。